

丹波篠山市選挙管理委員会告示第 18号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに3分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月1日

丹波篠山市選挙管理委員会

委員長 岡



選挙権を有する者の総数の50分の1の数 644 人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数 10,718 人